



あじさい

W
Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発 行 人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若 杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

6月

(水無月) JUNE

日	・	12	26
月	・	13	27
火	・	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	・
土	4	18	・
日	5	19	・
月	6	20	・
火	7	21	・
水	8	22	・
木	9	23	・
金	10	24	・
土	11	25	・

6月の税務と労務

- | | |
|---|--|
| <p>国 税／5月分源泉所得税の納付
6月10日</p> <p>国 税／所得税の予定納税額の通知
6月15日</p> <p>国 税／4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)6月30日</p> <p>国 税／10月決算法人の中間申告
6月30日</p> <p>国 税／7月、10月、1月決算法人の
消費税等の中間申告
(年3回の場合) 6月30日</p> | <p>地方税／個人の道府県民税及び市町
村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日</p> <p>労 務／健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内</p> <p>労 務／児童手当現況届
(市町村役場に提出) 6月30日</p> |
|---|--|

ワンポイント 確定拠出年金の加入可能年齢の引き上げ

企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするなどの観点から、令和4年5月より加入可能年齢が変わりました。企業型DC(企業型確定拠出年金)は70歳未満であれば加入者となることができ、またiDeCo(個人型確定拠出年金)は65歳未満にそれぞれ引き上げられています。

意匠法

意匠制度

身の回りの製品には様々なデザインがあり、魅力的なデザインであるほど市場での競争力は高まります。一方で、デザインは模倣されやすいものであるので、市場競争力の高いデザインについては保護や利用についてのルールを定めておく必要があります。

物品の形状・模様・色彩やこれらを組み合わせたもので、視覚を通して美感を起させるものを「意匠」といいます。新たに創作された意匠を创作者の財産と位置づけて保護することで、意匠の創作の奨励と産業の発達につながるとの考えで、意匠制度が作られました。なお、物品の一部分のデザインも、意匠に含まれます。

日本の意匠制度は、明治21年に「意匠条例」が公布されたことから始まり、翌年には「織物稿」が意匠登録第1号として登録されました。1900年代前半には、渦巻線香や電話機など、今でも目にするようなものが意匠登録されています。その後、国際条約への加入や経済情勢の変化に伴う改正が繰り返され、昭和35年に現行の意匠法が施行されました。

意匠登録

創作した意匠を保護してもらうためには、特許庁に

意匠登録出願をします。特許庁では、出願された意匠が登録できるかの審査を行います。登録されるには、工業上利用できる意匠であるか、新規性や創作非容易性があるか、などの要件があります。公序良俗に反するおそれのある意匠や、他人の業務に係る物品などと混同するおそれのある意匠など、公益的な見地から意匠登録を受けられないものもあります。もし2人以上の人から同一や類似の意匠について出願があった場合は、最も早く出願した人だけが登録を受けることができます。

審査によって登録が認められた場合、出願人が登録料を納めれば意匠権の設定が登録され、意匠公報が発行されます。現在の意匠権の存続期間は、意匠登録出願の日から最長25年ですが、平成19年4月1日から令和2年3月31日までに登録されたものは最長20年、平成19年3月31日以前に出願されたものは最長15年になっています。登録料は、最初の3年間は毎年8,500円で、それ以降は毎年1万6,900円です。

意匠法の改正

昭和35年に現行の意匠法が施行されましたが、これまでに何度か改正されており、最近では令和元年に改正され、令和2年4月1

日から施行されました（一部の改正項目については令和3年4月1日施行）。

これまで保護の対象となる意匠は、物品に限られていました。これが改正後は画像や建築物、内装のデザインについても、保護の対象となりました。これは、IoTやAIといった新しい技術が発展し、デザインの対象や役割が広がったため、保護の対象も見直しがされたことが背景にあります。保護の対象が物品以外のものに広がったことは、明治以来の大改正といえます。Web業界や建築業界など、これまで意匠法とあまり関係のなかった業界にとっては、自社が作成・建築したものが他社の意匠権を侵害していないか、注意をする必要があるでしょう。

登録されている意匠と似たようなデザインを後から出願しても権利化はできませんが、自分の登録意匠と似たデザインを後から出願することは認められていました。これを「関連意匠制度」といいますが、従来は最初のデザイン（本意匠）の出願から約8か月間しか認められていませんでした。

これが改正により、関連意匠の出願期間が、本意匠の出願から10年間に延長されました。これにより、企業が同一コンセプトの商品を長期的に展開しやすくなりました。

制度の仕組み

企業がリコール隠しや産地偽装などの違法行為を行っていた場合、そのような違法行為が明るみになるきっかけの多くは内部の労働者や取引先などからの通報、つまり内部告発によるものです。ただ、違法行為を通報した人が、通報したことによって企業から不利益な取り扱いを受ける恐れがあります。

そこで、公益のために通報を行った労働者を保護し、国民の生命・身体・財産を保護する目的で、平成16年に「公益通報者保護法」が成立し、公益通報者保護制度が始まりました。

対象となる公益通報

保護の対象となる人は、企業の「労働者」です。労働者には正社員や公務員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマーだけではなく、取引先の社員やアルバイトなども含まれます。

通報する内容は、刑法や食品衛生法など、特定の法律に違反する犯罪行為や最終的に刑罰につながる行為です。令和元年7月現在で、470の法律が対象になっています。逆に対象でない法律に違反していることを通報しても、通報者は保護の対象になりません。

通報先と通報者の保護

公益通報の通報先は、①事業者（労務提供先）、②行政機関、③その他の3つがあり、それぞれ保護されるための要件があります。



- ① 事業者に対する通報は、対象となる事実が生じているか、まさに生じようとしていると思われることが要件となります。まさに生じようとしている状態とは、発生する直前のみを意味するのではなく、実行日まで間があっても誰がいつ、どこでやるかといったことが社内内で確定しているような場合も含まれます。
- ② 行政機関に対する通報は、裏付けとなる証拠や関係者による信用性の高い供述などの根拠が必要になります。これを「真実相当性」といいます。
- ③ その他の通報先は、報道機関や消費者団体、労働組合などがあります。ただしライバル企業などは除かれます。これらの通報先へ通報する場合、真実相当性だけではなく、事業者から公益通報をしないように要求された場合や証拠隠滅のおそれがある場合などの要件が必要になります。公益通報があった場合、

そのことを理由とした解雇や、降格・自宅待機命令などの労働者に不利益な取り扱いをすることが禁止されています。

改正法

公益通報者保護法は、令和2年に改正され今年の6月より施行されます。

今回の改正で、対象となる範囲が広がりました。具体的には、保護される通報者が会社の労働者に加えて、退職した人やその会社の役員も保護される対象となります。また通報の内容も、刑事罰の対象だけではなく、行政罰の対象となるものも追加されました。

事業者は、公益通報対応業務への従事者を定めることと、内部の労働者などからの公益通報に適切に対応する体制を整備することなどが義務付けられました。この措置は、常時使用する労働者が300人以下の事業者は、努力義務になっています。企業が体制を整備していない場合は、助言・指導や勧告などの行政措置がとられます。また、内部調査などに従事する人には、通報者を特定させる情報を守秘する義務があり、これに違反すると刑事罰の対象となります。また、行政機関や報道機関などに通報する際の条件も見直しがされました。

内部通報制度を導入したことによって、違法行為への抑止力が高まることや、違法行為を是正する機会が生まれるといった効果が現れる企業もあるようです。

雇用シェア

一時的に事業活動を縮小せざるを得なくなった企業が、社員を人手不足の会社で一定期間勤務させることを、雇用シェア（在籍型出向）といいます。コロナ禍で観光に関連する業界の需要が大幅に減少しており、大手企業だけではなく、中小企業でも雇用シェアの活用が進んでいます。

雇用シェアは、仕事が減った会社（出向元企業）と人手不足の会社（出向先企業）との出向契約に基づいて行います。出向元企業にとっては、雇用の維持や需要が回復した時の人員確保が容易になり、出向先企業にとっては人手不足の解消や出向元企業との人的ネットワークの形成につながるなど、様々なメリットがあります。また社員にとっても、出向先企業で働くことで、自社では得られない経験ができ、能力向上に繋がります。

実際に企業が雇用シェアに取り組む場

合、出向の送り出しや受け入れを経験したことがない企業が多く、知識やノウハウが不足しています。また、出向元企業と出向先企業のマッチングや出向契約の詳細の調整など、手間と時間がかかることも課題です。

雇用調整助成金の特例措置が今後段階的に縮減されることが予定されており、政府は雇用維持のために企業の雇用シェアを推進するための様々な支援策を行っています。厚生労働省は、具体的な出向事例や出向規程、出向契約書のひな形などをまとめた、「在籍型出向の“基本がわかる”ハンドブック」を作成・公表しています。また、産業雇用安定センターでは、在籍型出向を活用しようとする企業のマッチング支援を行っています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた企業が雇用シェアを活用する場合の出向に要した賃金や経費の一部を助成する、産業雇用安定助成金が創設されています。

パパ見知り

赤ちゃんがパパに対して人見知りすることを「パパ見知り」といいます。どの赤ちゃんでも必ず現れるものではなく、抱っこだけダメな場合やお世話するべうがダメになる赤ちゃんもいるようです。

赤ちゃんは生後5〜8か月頃になると、記憶力や認知力が育ち、知っている人と知らない人がある程度区別できるようになるといわれています。この頃に人見知りが始まります。パパ見知りも人見知りの一種なので、同じ頃に起こることが多いようです。

パパ見知りを解消しようと無理に抱っこを続けたり、急に2人きりで遊ばせたりすることは、逆効果になる可能性もあります。まずは、家族が一緒になつて楽しい時間を過ごし、赤ちゃんに安心感を与えることが、パパ見知りを解消のポイントのようです。

アナフィラキシー

食べ物や薬剤、昆虫の毒などにはアレルギー原因物質が含まれているものがあり、人によってはアレルギー症状を示すことがあります。

このうち、皮膚や呼吸器など複数の臓器に全身性にアレルギー反応があらわれて、生命に危機を与え得る過敏反応を「アナフィラキシー」といいます。時には血圧低下や意識障害を伴う場合もあり、一刻も早く医療機関で治療をしないと命にかかわることもあるので注意が必要です。

アナフィラキシーの症状は、かゆみや全身の発疹、咳や呼吸困難、腹痛や嘔吐などがあります。

アナフィラキシーが疑われる場合には、全身の状態をよく確認し、医療機関への搬送を急ぎます。

足を頭より高く上げた体位で寝かすことや、嘔吐する場合に備えて顔を横向きにしましょう。